

議案第16号

関市営住宅設置及び管理に関する条例及び関市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

関市営住宅設置及び管理に関する条例及び関市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

関市長 山下清司

提案理由

市営住宅の入居に際しての連帯保証人の取扱い等を改めるため、この条例を定めようとする。

関市営住宅設置及び管理に関する条例及び関市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

(関市営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 関市営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年関市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「広報紙」の次に「及びホームページ」を加える。

第6条第1項第4号中「市町村税）」の次に「、保育料、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金」を加え、同項第5号中「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に改める。

第11条第1項第1号中「連帯保証人の署名する」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第17条第1項及び第41条中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

第47条第3号中「市町村税）」の次に「、保育料、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金」を加える。

(関市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 関市特定公共賃貸住宅条例（平成16年関市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号中「市町村税）」の次に「、保育料、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金」を加え、同項第5号中「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の関市営住宅設置及び管理に関する条例第6条第1項、第11条及び第47条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市営住宅の入居者として決定する者について適用し、施行日前に市営住宅の入居者として決定した者については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の関市特定公共賃貸住宅条例第7条第1項の規定は、施行日以後に特定公共賃貸住宅の入居者として決定する者について適用し、施行日前に特定公共賃貸住宅の入居者として決定した者については、なお従前の例による。